

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 東京都バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）における倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本協会定款（以下、「定款」という。）第 2 6 条に規定する役員、同第 5 5 条に規定する事務局職員及び同第 5 6 条に規定する各委員会委員（以下、役員、事務局職員、各委員会委員を総称して「役員等」という。）並びに同第 5 条第 1 項に規定する会員（以下、「会員」という。）に適用する。

(基本的責務)

第 3 条 役員等は、定款第 3 条に定める目的を達成するため、同第 4 条所定の事業の実施に際し、公正かつ誠実に職務を履行しなければならない。

2 役員等及び会員は、関係法令及び定款、本規程その他の関係規程を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、責任ある行動をとるよう努めなければならない。

(遵守事項)

第 4 条 役員等及び会員は、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役員等及び会員は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。

4 役員等は、会計基準に基づく適正な会計処理を行い、財産の管理運用について、決して本来の目的外の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 役員等及び会員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と、一切の関係をもってはならない。

(倫理委員会の設置)

第 5 条 この規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、本協会規約（以下、「規約」という。）において定める。

附 則 本規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日 改定